

第3回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年11月16日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年11月16日（月）午後0時4分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 佐々木雄司君 4 番 保田 守君 5 番 丸山 明君
6 番 治徳 義明君 7 番 原田 素代君 13 番 岡崎 達義君
14 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
主 査 青木 智彦君 主 事 青井 久君
- 7 審査又は調査事件について
 - 1) 北川勝義議員の資格決定について
 - ・前回の振り返り
 - ・審査のたたき台について
 - ・執行部への資料請求について
 - ・次回のスケジュール
 - 2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） 時間が参りましたので、ただいまから第3回になります資格審査特別委員会を開会いたします。

これから北川勝義議員の資格決定についての審査に入ります。

冒頭、まず前回私が委員会でお配りした資料について振り返りといいますか説明を、少し委員長としての振り返りをしたいというふうに思いますので、皆さん持ってもらえると思うんですけど、私ポイントになるかなと思って、この92条の2のところの解釈のところ、いろいろ読みまして気になるところだけ、皆様方に少しお考えいただけたらというふうに思いますので、申し上げます。

92条の2の解釈なんです、ここの解釈の2に非常に気になる部分がありまして、私はこの一字一句の文言にこだわるんじゃなくて、この法律のできた精神というものにこだわって資格審査というものを進めていきたいというふうに思ってますんで、そこをちょっと、私の気になるところを、飛び飛びになりますけども申し上げます。

請負の意義については、次の行に行きまして、民法所定の請負のみならず……。

○委員（治徳義明君） どこですか。

○委員長（丸山 明君） 340ページの2ページ目です。

92条の2の解釈の2に入ります。その冒頭に書かれているところなんです、この請負の意義についてというふうに始まります。2行目に行って、民法所定の請負のみならず、この場合の請負はということです、地方公共団体に対して物件、労力などを供給することを目的となされる契約をも全て含むと解する。すなわち本来の意味での請負のみならず、広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引を全て含むと解するのが最も妥当であるというふうに冒頭に書かれております。

次の行ですが、なぜならばというところがちょっと肝心だと思いましたが申し上げます。

なぜならば、本条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員が当該団体、請負団体の具体的な、私がちょっと読みかえたんですが、補助金あるいは改修費等の予算計上に対する議決等に、議員がです、関与する者である以上はというふうに書かれております。長の場合と、これは124条の市長の場合と同様にという意味ですが、長の場合と同様に、いろいろその後書かれておりますがちょっと飛ばしまして、当該普通地方公共団体の公正な運営を期待することが困難となるおそれがあり、それが民法所定の請負であろうと、経済的な営利的な取引関係であろうと、その間に何らの相違はないからであるというふうに書かれております。ですから、法の間精神で言えばこのあたりが非常にキーになるのかなというふうに私自身は考えております。ですから、文言はいろいろな言葉が出てきますので、例えば法的な団体についても解釈がいろいろあるんですけども、そのあたりの精神、なぜ兼業を禁止するのかというところもしっかり、これは議員が何分判断を求められているというふうな物件でございますので、ぜひ皆さん

方も、今後いろいろ検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、先日お配りしましたいろいろな資料の中で、あともう一つ申し上げておきたいのは、赤磐市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例というのがございました。それに関しても、これは公共団体、我々赤磐市というものが指定管理先に対して非常に主体的にといいますか、権限を基本的に持つてゐる公の施設に関してでございますので、その設置、管理、廃止ということについては私どもの赤磐市というものが権限を全て持つてゐるところが基本でございますので、それに基づいて条例をつくりなさいというふうになっておりますので、ぜひそのあたりももう一度、資料を十分お配りしておりますので、御確認をいただきながら今後進めてまいりたいというふうに思つてますので、よろしくお願ひいたします。

済いません、冒頭にちょっと要らんことを言いましたが、振り返りというようなことで特に気になる点を申し上げました。

それでは、きょうは前回の話の続きでございまして、きょうの議題に入ります。

まず、佐々木さんのほうから、今後の審査の議論を3つの証拠に基づいて効率的に進めるために、証拠の何に焦点を当ててどのように進めるべきかというふうなことでたたき台を御提示いただいております。

佐々木さんのほうから御説明をお願いいたします。

○委員（佐々木雄司君） はい、失礼いたします。

お手元に2枚のつづりでホチキスでとめてゐる資料がございます。これは私が作成したものであります。これについて御説明をさせてもらいたいと思つておりますけれども。

今委員長のほうから、冒頭今までの振り返りということの中でお話をいただいて、それで92条の2の請負についてというところで読み上げのほうをしていただきました。その中に事務執行の適正を確保するためというふうなことをおっしゃられたわけでありまして、私も今回この92条の2の法の精神であるとか、関係する法律とのかかわり合いみたいなものを調べていく中に一つの言葉を見出すことができました。それはなぜ兼業を禁止しているのかと、議員がなぜ兼業を禁止されるのかという、自治体と当該自治体議員と企業との3者の関係の中でなぜ禁じられているのかといひましたら、右肩に書いておりますけれども、間接的利益享受の禁止ということなんだろうと思ひます。要するに、バイパスをつくつて自分のところに利益が還流するような仕組み、これ自体を禁じているんですよというのが92条の2の深いところなんだろうと思ひます。ということになりましたら、この3者間のかかわりというふうなものを図に落とさせていただいて、その図の中で今問題となっているその3者間のかかわりというふうなものが本当に禁止する92条の2に書かれてゐるものと同質同意のものであるのかというところを比べ合わせて判断をしていくというのも、一つの答えを導き出していく方法なのかなと思つたりして、このような資料をつくらせていただきました。

まず、1 ページ目の一番上の3 者間の絵図を見ていただきたいんですが、左上に自治体があります。当該自治体議員があります、ちょっと色がついているものでありますけども。当然当該自治体議員というのは、地方自治法96条並びに自治体関連の法律関係はこういったようなもので、影響力が生じている関係にあります。要するに、この自治体と議会の議員と市役所の執行権というものの影響力関係が企業を通じて還流するのもしないのか、ここが問題であると私自身は思っておりまして、今回企業の経営関係に入っていれば、当然ながら役員報酬であるとか、その会社が地方公共団体とかかわり合いになる中で受けた利益、これが議員のほうに入っていくわけでありまして、あつてはならないことでもありますけども、強く市役所あるいは地方公共団体のほうに働きかけをする中で、自分が所属する利益を受ける企業の有利性というようなものの影響力を發揮する可能性もあると。つまり、請負関係というものが生じて、企業と自治体の中で受益関係を受ける、この関係がすなわち自分の受益関係につながっていくんだと。だから、この3 者間の関係というものは兼業の禁止ということで禁止、法律になっていると。私はこう言ったぐあいにこの状況というのを読んでおります。

今回の、まず私は是里ワインのほうに非常にこれに近い、等しいものの関係図があるのではないかと思っておりまして、その下のところに書かせていただいております。そういう中で、是里ワインと北川議員というのは、せんだつても9月の議会で決算の読み上げをして、決算審査というものに議決権というようなものでかかわったということになりましたら、地方自治法96条並びに自治体関係の法律関係は間違いなくあつたと事実認定できると思います。ただし、影響力が発生しているのかどうなのかというところに関しては別に議論しなければならないと思います。ですので、下のところに枠が、この絵図の下のところにABCと書かせていただいておりますけども、Cのところでは影響力は発生しているのか、ここが調査確認事項なんだろうということで書かせていただいております。

せんだつて、先輩委員のほうから、このJA岡山東の農協法でしたと思うんですが、これに関して当該地方公共団体の議員が入っていることについて法律的にどうなのだというところの御意見がありましたけども、これは私再三申し上げておりますけども、JA岡山東さん、農協さんのほうに当該地方公共団体の議員が入っていることについては全く法律違反ではないと考えてます。じゃあ何が問題なのかと言いましたら、この3 者間のつながりが結びついたときにこの関係図が問題となるわけでありまして、この農協法自体を扱う話ではないものですから、92条の兼業を禁止するというものの範囲の中の要件として入ってくるか入ってこないかというところでもありますから、このB、今回北川議員は、各種資料あるいはJA岡山東さんのこの決算資料の中で御自身が役員、理事者として入っているというようなことが明記されているわけでありまして、この明記されているものがJA岡山東と北川議員の受益関係が発生しているのかいないのか、ここもまたBとして確認するべきところだと思います。

その3 者間の確認のお話なんですが、是里ワインとJA岡山東、これは利害関係に当たるわ

けでありまして、請負関係とは呼ばれない部類であります。株の保有でありますから、そのような形だと思えます。しかしながら、この北川議員とJ A岡山東との受益関係が発生しているのならば、それは請負関係と同様同質と言えるのではないのかと私自身は思っておりまして、もしこのABCというようなものが全てイエスというような答えがあれば、私はこの上に書かせていただいている絵図の間接的受益享受の禁止に値するのではないかなと、こういったぐあいに客観的に理解できるのではないかなというふうに思っております。

めくっていただきまして、ライスセンターのほうなんですけど、幾らかJ A岡山東さんの構図とは違うところがありまして、それは指定管理というようなもので契約が生じている、契約が生じているものを請負関係と読みかえるには結構乗り越えなければいけない、確認しなければいけないハードルというものがあるように思っております。そこのところを下のところに書かせていただいております。受益関係に関しましても、賃金の報酬があったのか、選挙支援などの利点というようなものが北川議員に吉井ライスセンターの役員をする中で発生しているのかしていないのかということも確認すべき事項ではないかなというふうに思っております。こういったようなことが、このほかこれが全てではないと思います。委員の皆さん方からいろいろな御意見が出てくる中で、ここのところには書き加えていくべき事柄があるのだと思っておりますけども、こういったようなこと、確認事項、調査事項というものが全て確認できたら、この吉井ライスセンターも是里ワイン同様に私は間接的受益状態にあるのではないかなと、このように思っておりまして、これはまさに法律の92条の2に定められている禁止事項でありますから、これはアウトなんだろうというふうに思っております。

このように見える化といいますか、図面化してみるとなかなかおもしろいものが見えてくるわけでありまして、関係性というようなものを当てはめていったときに、まさに同じ構図というようなものが存在していると。あと何が違うのかということ、言葉が違ったり、その契約内容が違ったりということなんですけども、その分を掘り下げていって、結局これ何なのっていったら、結局はつながりであって受益関係ですよということになれば、私はもう既にこの時点で非常にアウトに近いのではないかと思ったりしております。

私のほうからは説明は以上です。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

図化していただいて、視覚的にわかりやすくなるとは思うんですが、なかなか難しい問題を含んでいるとは思うんですが、皆様方から今の説明を受けてどのように、御意見がありましたら発言いただければと思っております。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今、詳細な説明をいただいたんですけども、幾つかの点で疑問点がありますので述べさせていただきます。

まず、J Aの北川議員の地位、これは一応非常勤になってるわけです。非常勤の場合は農協

法30条の5によって兼職禁止規定には当たらない。もし、兼職禁止規定になっても報酬を返還すれば身分は保障されるんだという話なんですけど、ただ非常勤の場合も、経営管理委員として実質に経営管理に携わっているとこれはアウトじゃないかというような話もありますので、ここをどういう形で、ここでは摘要のどこへ総務委員長となってますけれど、総務委員長の地位ですね、総務委員長が何をしてるか、これが重要になってきています。実質的に経営に管理しているとアウトに近いということもあります。

○委員長（丸山 明君） 経営にかかわっていると。

○副議長（岡崎達義君） はい。これも詳細な検討が必要だと思うんですよ。ですから、本当に経営にかかわっているか、外形だけの経営状態なのか、あるいは全くもう非常勤の役員として、理事として務めているだけかということの詳細に調べる必要があると思います。

それから、吉井ライスセンターなんですけど、この件なんですけど、北川議員自体はもう現在やめているんだという話もあります。そのやめたことが遡求的にライスセンターの経営にどういうふうな影響を与えているのか。私がこの間研修に行ったときでは、指定管理っていうのはこういう兼業禁止規定には当たらないということなんです。どうしてかといいますと、地方自治体と指定管理団体というのは請負関係ではないからということ。

○委員長（丸山 明君） 請負関係ではない。

○副議長（岡崎達義君） はい。ですから、指定管理の中で役員がどういう形で入っているのかということも重要なことになってくると思いますね。

そこらあたりも、行政実例なんかを一応調べていただいて、指定管理というのが地方自治体とどういう関係にあるのか、特に吉井ライスセンターっていうのはいろいろ複雑なこれまでの経緯もありますので、どういう形でなされているのか、その中で北川議員がどういう地位にあったのかっていうことも詳細に調べる必要があると思います。

今一応気づいたところはそれだけです。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） はい、私も岡崎委員と同意見でありまして、この是里ワインとJA岡山東の件については受益関係というようなものがどういった地位であるのかということの確認は非常に重要なところだと思います。

それに加えて、議会の中で、要するに地方自治法96条並びに自治体関係の法律関係ということなんですけど、赤磐市役所を通じて、JA岡山東に関してのいろいろな発言等々も過去あったように覚えております。こういったようなものが、その役員に、非常勤であるという身分はそうなんですけど、実質的にどうなのかといえば、JA岡山東に利益誘導を議会の中でしている、そういった発言があるのならば、これは実態的に経営にかかわっていると。JA岡山東さんがどう取り繕おうが、実態の解明ですから、書類を見て右左というような役所の仕事をして

るわけではありません。私たち一人一人がかかわって、その一人一人が判断しているわけですから、僕はそういったところにまで考える必要があると思っています。

ただ、これは繰り返しになるんですが、地位のお話をされたんだと思いますけども、我々はJ A岡山東さんに役員として入っているかというところを議論するのではなくて、間接的受益の禁止、利益享受の禁止ということで、この3者間のかかわり、この是里ワインとJ A岡山東と北川議員の3者間のかかわり、これがどうなのかというところの中の話ですから、農協法に抵触してるとかしてないかというのは、これは除外していい話なんだろうと、議論の枠から外れるんだろうなというふうに思っています。

あと、ライスセンターの話になりますけども、このライスセンターで指定管理と請負関係は違うんですよという発言が岡崎委員のほうからありましたけども、まさに私もそのとおりだと思います。ただし、この総務省のほうの逐条解説によりましたら、一番最初に委員長のほうも読み上げていただきましたけども、経済的ないし営利的な取引契約を全て含むと解するのが最も妥当であると、労力などを提供することを目的としてされる契約をも全て含むものと解するというものですから、名目が指定管理であっても全て含むということですから、そのものに含まれるのかどうなのか議論していけばいいと私は思っております。

○委員長（丸山 明君） はい、ありがとうございます。

下山さんこちら辺どんなですか。最初の北川議員の農協とのかかわりが、かなり中身が、例えば組合長だとか、その実態的なかわりということについては多少詳しい面もあろうかと思えますので、御意見があったら。

○委員（原田素代君） 濟いませぬ、ちょっと。間に入ってごめんなさい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 2つの案件があるので、1つずつしていただいたほうが、一遍にそれぞれの情報を整理するのは大変なので、最初にワイナリーならワイナリーのことを一通り議論して次のほうに行っていたほうが。行ったり来たりしなきゃいけないので、そこを最初に分けていただけませんか。

○委員長（丸山 明君） ええと、どうしようかな。

○委員（原田素代君） 順にだから……。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、よろしい。

○委員長（丸山 明君） うん。

○副委員長（下山哲司君） あの、農協と北川議員、農協と赤磐市のかかわりなんですけど、北川議員は理事として年俸30万円を受け取るとるんと費用弁償が今の現状です。だから、利益はこれは確実にあると。

それから、いろんな、農協を絡みとすれば、今現在も僕の耳に入っとる中で言えば、農協が流通機構の改革の中で流通センターを新設するという話にも彼はかかわって、本人の口からも

何度も議会の中で出ると思うんですが、それはやっぱり赤磐市を介さなければ購入できない県の土地を農協が求めるとというのが今の現実らしいです。そういう形態の中でかかわること自体が両方に受益があるわけですから、ワイン一つの話じゃなしに、農協と赤磐市と北川議員というのが最も妥当な、これから調査をするべき必要なことだろうと。この前の総務委員会でも、最近覚えてないですか、農協のことをうちでは、うちとは、こういう表現をせられて発言をしとんです。議事録見てもろうたらわかる。それがこの前の総務委員会だけじゃなしにずっと中に多々あると。じゃから、うちということは自分がかかわるとということだと。そういう表現を日常茶飯事せられとる。だから、そういう観点からしたら、過ちがあつて当然というふうに理解をしとんですけど。そういうふうな……。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと、言わせてください。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 下山委員の見解は、議員の政治倫理とそれから92条の2の請負の関係とをごっちゃにされとるんじゃないかと思うんですが。

利益誘導っていう場合は、議員の倫理規程の3条の2、3条の1ですか、市が行う許可、認可または請負その他の契約に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないことということに抵触すれば抵触すると。だから、農協自体が今の自治体と赤磐市と請負関係にあるかどうか、その中で北川議員がどういう主要な地位を占めているか。先ほども言いましたように農協法を出しましたけど、非常勤の理事っていうのは一応経営管理には当たらない、経営管理者にはならないということで除外されるわけですよ。ところが、非常勤の理事でも経営管理に深くかかわっている場合は、農協が仮に赤磐市と請負関係になくてもそういう状況が生まれる可能性もあるわけですから、その可能性の中で請負という形、請負に深く携わった人という形でアウトじゃないかということがありますので、農協が赤磐市とどういう関係に立っているのかということをもまず調べる必要があるし、その中で北川議員がどういう地位にあるのか。それから、先ほども下山議員が言われたように、いろいろな便宜供与を図っているのは倫理規程に違反するわけで、そっから先は倫理規程の話であって、そこはごっちゃにされないほうが話はスムーズに行くと思うんですが。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 私が言ようるのは、現状を把握せずに資格審査をするということが、理解ができてない中でやるのはだめだから、みんなが同じ認識を持てる範囲の中でやろうというのが僕の考え方なんで、それを述べたんで、倫理規程と資格審査というのは違うということはようわかっております。じゃから、そういう中で一番大事なのは、ここにおける委員が同じ認識でなかったら物事の一つずつが理解できんという中からそういう話をしたんで、じゃから調査することにおいてこの資格審査で問題が発覚すれば今度は倫理、あれを出せばいいん

で、じゃからそれはそれと関係ないと言われるのはごもっともなんですが、理解せずに審査するということはできんでしょ。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副議長（岡崎達義君） 同じ認識に立つということは、同じ北川議員に対してこういうことをしてますよという土俵を同じくしたいということですね。それでいいんですか。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） そういう意味じゃなしに、いい悪いは判断の結果じゃから、どういう現状があるかというのを認識を共有するということなん。じゃから、判断は後で判断することですから。

○副議長（岡崎達義君） 同じようなことだと思うんですけど。

○副委員長（下山哲司君） じゃから、それに至るまでにみんなが現状がどういう認識を持てるかというだけのことなん。

○副議長（岡崎達義君） はい、わかりました。

○副委員長（下山哲司君） それだけが言いたいわけなん。

○委員長（丸山 明君） あの、ちょっとその辺……。

○委員（佐々木雄司君） 関係してなんで。

○委員長（丸山 明君） はい。佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 倫理規程は倫理規程ですけども、倫理規程か、92条の2かということで分けて考えるのではなくて、倫理規程にも違反する、92条にも違反するということも十分あるわけですから、同時進行で考えていくと。92条の2の議論の場ですから、92条の2の調査をしていく中で著しく倫理規程に違反するのであれば、後ほどまた別の機会を捉えて、これは倫理規程違反ではないのかということとここでまた申し立てができるのかなと思ったりしております。なので、どちらかという、これは倫理規程の範囲だから92条の2で取り扱うべき事柄ではないのだという、そういう限定的なことではなくて、あわせ持って広くしていく中で議論していけばいいのじゃないかなと思ったりします。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先般、金谷委員さんの資格審査が出まして、僕は、すばらしい92の2の請負に対して該当するか、該当しないかという議論をされて、恐らくダブられた委員さんもいらっしゃるんですけど、ほとんどの委員さんがそういうふうな認識で言われてました。僕も岡崎副議長さんと一緒の意見で、倫理の問題とこの92の2というのは別に考えるべきなんだろうと思ってます。それで、読ましてもらったら、請負の問題もあるし、かつ請負に主として

と、こういうふうに書いてあるんですね、主としてというのは半分以上、もしくは半分以下でも主の……。

○委員長（丸山 明君） 主な請負……。

○委員（治徳義明君） 主な請負をしてる、その辺をきっちり議論していただいてというのが正解肢じゃないかなと思ってます。

以上です。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 分けていただいたほうが話が集中できるかなと思ったんですけど、今主に岡山東との、ライスセンターを中心にした議論になってるので、これで行っていただければいいと思います。

それから、今、岡崎さんも下山さんのその後の意見に対して同意されたと思うんですけど、ちょっと治徳さんの意見が幾らかニュアンスが違っていたので、あえて重ねて意見を言わせていただきたいのは、さっきも佐々木さんもおっしゃいましたけど、今回きっかけが92条の2であって、ここに対してきちんと精査しましょうと、その中から出てきた結果が倫理規程違反に当たるものもあったということになれば、それはまた別にやればいいことで、最初からこれは92条の2、これは倫理規程に関するものだから違うというふうな議論の仕方っていうのは、これはなじまないと思います。

もう一つ言えば、さっき議論の中にもありましたけど、その法的な根拠の問題と、それを解明する上では実態の解明が要ると。

○委員長（丸山 明君） そうですね。

○委員（原田素代君） 丸山さんもおっしゃったように。積み重ねの中で、例えば発言の中で、この間どういう発言や振る舞いがあったのか、そういう積み重ねの中でこれは自動的にそういうふうに解釈ができるじゃないかっていうことになるわけですから、当然最初から倫理規程の問題と92条の2っていうのは線引きができないわけですよね。だから、そこは結果として出てくるものだから、そういう議論に持っていくことは私は大事だと思っています。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） いや、線引きしないとだめですよ。あくまでこれは92条の2ですから、そこはきちんと線引きした上で、倫理規程に反するようなことまで入るべきじゃないと思います。法っていうのはもっと厳密にきちっと解釈した上で、請負とは何か、92条の2による兼業禁止っていうのは何か、ここらあたりをきちっと定義した上でやらないと、法っていうのは恣意的に解釈してるとどんどんどんどん広がっていきますんで、そこはきちっと委員長の采配でやっていただきたいと。それが審査っていう場になじむことですので、厳密に解釈してい

っていただきたいと思います。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、委員長。

○委員長（丸山 明君） ちょっと待って。

今おっしゃったこと、それぞれ、よくそのように思う……。

○副委員長（下山哲司君） 委員長が言わんでええんで。

○委員長（丸山 明君） はいはい、わかりました。

下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 今、治徳君も言われた、岡崎委員も言よんの、それは正しいんですよ、文章的には。じゃけど、どこが違うかということ、金谷議員のことは現実があるかないかがスタートだったんです。北川議員の場合は現実はあるんです。スタートが違うんです、全く。じゃから、現実がある人と現実がない人が同じ査定にはかからんの。現実があるから言われとるんで。ほんならペーパー的になかったら、現実があってもいいんかということなん。そこが問題なん。

○副議長（岡崎達義君） そこを解釈する。

○副委員長（下山哲司君） そうそう、その解釈が、丸山さんが最初に言われた文章の解釈に値するんじゃないかところ。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） だから、そこを厳密に解釈しないとだめですよっていう、そのための特別委員会なんだから、厳密に解釈した上で法的に違反になるかどうか。ペーパーがあろうとなかろうとそこは関係ないですよ。ダブルスタンダードではだめですよって、私はそこを強調したい。こういう人はこっちの解釈で、この人はこっちの解釈で。ちょっと周りから見てもおかしいんじゃないかと疑われることのないように、きちっとした一定の解釈でもって法を解釈していただきたいと、そういうふうに思ってるわけです。

○委員長（丸山 明君） ちょっと、下山さん。

○副委員長（下山哲司君） というのが、僕が言ようことが理解してもらえてねえんかもしれんけど、現実があるから、現実があってペーパーがなかったら無罪かと、こういうことなん。そうじゃないんですよ。ペーパーも現実も、一つの同じものなんです。ペーパーをかわりの名前の者に変えとったら、これがやりようでもそんならそれで出さず、問題ないんかというたらあるでしょ。じゃけ、現実とさっき言われるきちっと境をせにやいけんというのは、境はつかんのじゃと思うんです。ペーパーなしで実際に実権的にやとる。なら、ペーパーがないんじゃから問題ないんじゃと言われるんなら、そりゃもう何も言いません。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） おっしゃってることは同じだと、私の中では処理しているんですが、

審査している上では何でも、何でもって言うと語弊ありますけど、佐々木さんがせっかく法的な仕分けをしていただいているわけですよね。この根拠となる法的な仕分けをもとに、下山さんが盛んにおっしゃる現実の問題を積み重ねていく中での、だから岡崎さんは解釈とおっしゃるわけですよ。だから、最終的解釈は、もちろん主としたスタンダードがあるわけです。だけど、そのときに解釈に至るときにきちっと仕分けをすればいいわけで、いろいろ出ましたと、出まして、ここから法的根拠に基づいて整理するとそれは政倫審にかかるものですと、これは92条の2として判断しましたっていうふうに理解すればいいことだと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（丸山 明君） そういう感じでまとめていきたいと思うんですけど。

○委員（保田 守君） いいですか、あの……。

○委員長（丸山 明君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） ここで聞かせてもらったら、もう両方の言われることがそうなんですけど、北川議員の問題をやっつけようとしたときには、彼が今までやってきたこと、議会の中で発言したこととか、単純に92条の2でということじゃなかなかはかれんと僕自身は思うんです。

ここへきちっと図面描いてもろうとる中にでも、佐々木君のこの影響力とかというのは、彼がどこで影響力を出したかって、やっぱりそれは別物だと言われるかもしれないけど、議会の中なんかで影響力を出したやつが一つのものになってきかしたんですよね。それは議論することじゃないというのはようわかるんですけど、そこのところを何ぼか中で解釈して、このきちっと出とる問題へ結びつけて考える、私はそういう考え方なんだけどね。

両方の言うことはようわかります。原田さんが言われるように解釈はその後で決めりゃええことじゃと、僕は思うんですけど。

○委員長（丸山 明君） そうですね。非常に法的な解釈と現実というのが大事だと。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 僕は今、保田委員がおっしゃられた、影響力というようなものを調べていく中でどうしても踏み込まなければいけない部分があるという部分に本当に賛成というか、まさに同感の部分を持っておりまして、同じように受益関係、この企業と北川議員のライスセンター、J A岡山東もそうですけども、ここら辺の受益関係を調べようということになりましたら、やっぱり幅広く、用意周到にというか、真っすぐは行ってないわけでありまして、そういうようなところを、事実というようなものを判明させるための委員会ですから、その事実というようなものを判明させる段階において、経過経緯において、これは議員の倫理の部分だから除外して考えるというのは議論から外れてくるのかなと思ったりしております。

それが全く違う、是里ワインとJ A岡山東、北川議員の関係、あるいはライスセンターと赤磐市と北川議員の関係以外のものについての話、例えば熊山の診療所の問題であるとか、あと

は公共交通網のバスの話であるとか、そういったようなものを持ってきて、こんなこともやっ
てるからけしからんみたいな話になるのは、まさにおっしゃられるとおりでと思うんです。で
も、この3者間の話に基づく中で関係することであれば、全てのものが僕は議論の対象だと思
います、倫理違反も含めて、不用意発言も含めて、だと思えます。そういう中で何を導き出
していくのかっていうところが最終的な我々がしなければいけない127条部分なんだと僕は思っ
ておりますけども。

○委員長（丸山 明君） いろいろ出てるんですけど、僕は非常にその中で重要な部分が出て
きてると思うんです。

まず1つは、法的解釈というものが、我々自身が判断をするというものにあるだけに、
127条で、ですから法的な解釈でそれを議員自身が皆さん主体的にどう判断していくかってい
うところが1つの大きなテーマになってくる、今後の話し合いに常にかかわって来ると思いま
す。

それからもう一つは、その事実です。実態がどういうことかっていうことについて、余りに
自由奔放に北川君が、今まで長い議員をやっておられますからいろんな経験があって、いろん
な問題が、それぞれの皆さんに認識としてあるというような部分で議論がどうしても膨らみが
ちになるんですけど、そこは言われるようにこの3点に絞って、3つの証拠に絞って議論をし
っかりしていきたいと思えます。

済いません、要らんこと言いました。

今後の、今佐々木さんのテーマとして出していただいた法的なもの、それから3者の関係、
これに関していろいろと議論をしていただいたんですが、ほかにございましたら。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） はい、済いません。作成者の私自身が言うのもあれなんです、こ
れはあくまで、私も法律的な助言をいただいたり、総務省さんのほうからレクチャーをいた
だきながらつくり上げた資料であるんですが、ただこれは私がつくった資料です。これを複数
の法律に関係する方に見ていただいて、セカンドオピニオン、サードオピニオンじゃありませ
んけども、この内容がいいんだねということで確定もしていただくというか、複数の方に見て
いただいて、こういう内容でいいんだよというところの、先ほど委員長もおっしゃられたよう
に法要件、法構成の話でありますから、求めることも必要なだろうと思えます。なんで、やっ
ていく中で冒頭弁護士さんのお力もおかりしなければいけないみたいなお話をさせていただきました
けども、顧問とかそういうようなお話ではなくて、まずはこのたたき台といいますか、こ
の法構成、法要件を、一度セカンドオピニオンとして弁護士さんに伺っていただきたいと思
ったりもしております。

私のほうからはそういったお願いを、自信がないわけじゃないんです、自信はあるんです、

自信を持ってつくってるんですけども、この資料をさらにそりゃ佐々木がつくったもんじゃないかと言われないうちにも、いや佐々木が言ってることだけではなくて、何々弁護士も何々弁護士も何々弁護士も、何々教授もこれで大丈夫だと言ってるんだというところをもとに我々は議論したんだというところをつくり上げていく。それがなければ、不特定多数の方々に聞いていただいた、結果を見ていただいたときに、それならばというようにところをいただきにくくなってくのではないかなと思ったりもしておりますので、そのところは済いません、自信を持ってつくってるものですけども、一度そのように取り扱いをしていただいたら助かります。

○委員長（丸山 明君） 副委員長とも相談しながら、そのあたりは弁護士体制についても今後も考えていきます。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 佐々木委員が今言われたことは、本当にごもつともなことなんで、ここで委員の皆さんと御相談して弁護士さんに意見をお聞きするということはあっていいんじゃないかなと思うんです。委員長、その辺の取り計らいをお願いします。

○委員長（丸山 明君） 前回も相談体制のことは御案内いただいたんですが、事務局のほうで今とれる体制っていうのは、さっき冒頭で言いましたけど、私どもの顧問弁護士、市の、そういったところがございます。あとは事務局を通してやるということしか今のところないんで、どうしても必要なことが、具体的にもう少し調査物件がクローズアップする中で出てくる中であれば、そういったことも考えていきたいというふうに思ってるんですが。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） とてもきょうはいい議論ができたと思います。佐々木さんや下山さんがいい準備をされたし、岡崎さんもしっかり法的な立場から御意見を言われたし、とてもいい議論だったっていうのが、まず1つ。

特に、岡崎さんがあえておっしゃった倫理規程の問題は違うのだということ、あえてここでみんなが共有したということも、とてもいいスタートが切れると思うんです。

もう一つ、佐々木さんがおっしゃったことはまさにそうだし、やっぱりこれを見ると外部、いわゆるJ A岡山東の問題を含めて、それからライスセンターでは吉井の地元の方も含めて、庁舎内だけの事情聴取で済むような案件ではないと思うのです。そういう意味では、弁護士にちゃんとアドバイスをいただく体制をとって、私たちもいろいろ調査をする際の心得というか、しとくべきだろうと思うのです。根拠を持っていろいろ調べるっていうことはとても大事なことだと思っていて、私としてはぜひ弁護士を、このためにちゃんと契約を結んだほうが、今後進めていく上では私たち自身が進めやすいんじゃないかなと思います。

○委員長（丸山 明君） 今の件はどうですか。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 委員会として予算の取得はできないんですか。

○委員長（丸山 明君） この間の事務局との折衝の中では、それは一応議会で議決をいただかないと、この委員会には実は予算がないんです、実質ゼロです、そういう調査予算、弁護士費用とかというのは。ですから、そういう手順を踏まないといけなくなるんで、そのあたりのことでもし皆さん御意見があれば、そういうことも考えたいと思うんですけども。すぐにこれはできることではないんで。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） つまり、かくかくしかじかでこうこうこうで、こういう理由で予算が要るんですよということで議会に申し込みをすれば、それはお認めいただけるのであれば、かくかくしかじかでという理由は今確かに出たわけですから、この委員会で調査を進めるために法的な支援をいただかなければいけない内容が出てきたので求めるということで、その内容で不足がないのであれば12月議会で求めればいいんじゃないかなと思うんですが。

事務局、12月議会に間に合わないの。

○委員長（丸山 明君） ちょっと、待つて。

はい。

○委員（治徳義明君） 予算、予算というのは、弁護士費用という意味ですか。

○委員（佐々木雄司君） そうです。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○委員（治徳義明君） そういう意味で捉えていいですか。

○委員長（丸山 明君） 相談体制のための予算です。

僕が今思っているのは、これからこの議論の後、下山委員のほうからも具体的なもう一つ問題提起がありますので、それも議論をした上で、そうすると法的な問題と具体的な問題がより深まると思いますんで、その時点で改めて弁護士体制のことは相談したいと思うんですがいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） ということで。

はい、じゃあ下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 委員長のほうから、今のライセンスセンターについての現状がどういうことかとかこういうことでメモをとれとかいうことでございましたんで。一応簡単にぱぱっと書いただけなんですけど、ライセンスセンターの指定管理のメモのこういうことで委員長がここへ書いてくださっとなんですが、一番に問題になったのはなぜかと、議員が指定管理の実権を握ってやっている、それは現状調査をしていただければわかるというふうに思うんで、一応現状の調査が必要であると。

それから、市長が私の一般質問で事業に対しての補助金の問題を、質疑をしたんですが、予算の、その予算の質疑のときに問題があるというのはどういう問題かという、先ほども話題に上がっているんですが、議員が利益誘導をした事業に対して、それも議事録に載っとるか載ってないかはわかりませんが、市長の答弁の中に3分の1の補助をするということで、3分の2は自前でやらなければならない事業であると、こういう発言をしたら、北川議員が議場でそねえなんだったら要らんと。

○委員（原田素代君） 覚えてます。

○副委員長（下山哲司君） 全部出すと言うたんだろうがというような発言をせられとると。出すと言うたんだろうがということは、市長とそういう話ができとったんかもしれませんが、私が質問したばっかきに、法的に答えれば3分の1、一般事業ですから3分の1の補助しか出ないと、そういう現実があります。じゃから、そういうところがスタートです。

それから、この前の北川議員が議場で弁明をさせてくれということで弁明せられたと思う。そのあれをそこに……。

○委員（原田素代君） ついてます。

○委員長（丸山 明君） 下に……。

○副委員長（下山哲司君） あると思うんですが……。

○委員長（丸山 明君） ついてますから、今の。

○副委員長（下山哲司君） その下にアンダーラインをちょこちょこ引いとんですが、これを見ていただければ、もう自分がかかわったということは認めとるわけです。先輩委員が言うたから私はやめたと。悪いことがわかつとるからやめたわけです。ほんなら、やめたら全くかかわらんのかというんじやなしに、委員長、副委員長に頼まれたからやりよんじやと、しちやりよんじやというような表現ですね。それはこれを見ていただければわかるんですが、もう議場での弁明に大変な疑問が残っていると、事実自分からも認めてるといふのがあると思うんです。

それから、議員が2年、ことしで3期目ですね。ですから、そのかかわる以前、それからかかわってすぐ、でことしの9月からやめたとするんですから、それからの状況、3つの状況を比較すれば、どういう影響力があったんかとすぐわかると思うんです。

それから、指定管理の中に職員が2人名前を連ねとるんです。名前を2人。

○委員長（丸山 明君） これは名簿で確認できますから。

○副委員長（下山哲司君） はい、名簿。前にもろうとると思う。

指定管理の中に職員が仕事するようになってない。実質的には職員がやらされてるといふ事実なんです、事務。受付も以前は委員がやとったんですが、あかいわ広報の中に入とったペーパーがあるんですが、ここへつけて、一番最後についてますが……。

○委員長（丸山 明君） 利用についてのね。

○副委員長（下山哲司君） 一番最後に。こういう状況です、見ていただければ。申込提出先

吉井支所。指定管理に出したもんを吉井支所の職員が手間暇かけて受け付けしたり、事務したりするようにはなっていないんで、それがあからさまに以前と変わったとこです。

じゃから、そういうふうには、要するに議員の特権を使って強要してやらせとる。その後次へ行けば25万4,000円の補助が出ているのに、その補助の使い道、職員にやらせるんじゃないから補助を出す必要がないんです。事務費と電気代ということになっとなんですけど。事務職員に受け付けをさせて、職員に事務をやらせて25万4,000円はどうなっとならという話です。

じゃから一番問題なのは、最後に書いてありますが、以前と以後の比較をすれば議員がかかわってからどういうふうに変ったかというのが現実的にわかるんで、そういう調査が必要じゃないかなと、このライスセンターに関しては。ちょっと簡単に、まだたくさんあるんですが書けば切りがないんで、個々には書かないで頭の内容的なことだけをちょっとメモをしたんですが、証拠をつけてね。

○委員長（丸山 明君） ちょっと追加で言うときますけど、この名簿の中に、一番下に2つ、市民生活課、産業建設課の職員さんの遠藤さんと岡口さんという名前が、以前お配りした資料ですね、名簿です、ライスセンターの、それに入ってるのが職員さんということです。そのあたりもきちっと調査の必要があるかなというふうなことで言われたと思います。そういうことで、具体的な話が次々出てくるんですけど。

○副委員長（下山哲司君） ですから、それを市長は何も問題ないというふうに議場で答弁しておられるんで、私は大変問題があるというふうに理解したから言わせていただいたんですが、市長は問題ないと答弁せられとんで、その辺もきちっと調査の対象に。

○委員長（丸山 明君） その辺で。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今の問題ないと言われたの、それは市にとって問題はないんでしょう。ところが、議員にとっては大問題ですんで、そこは下山委員が最初に言われたように、いろいろ調べていけば、確かにそういうのがどんどん出てくると思うんです。

だけど、出てくること自体はいいわけですけど、それを資格審査のほうにぐちゃっとひっつけてやるんじゃないかって、そこは倫理条例違反として分けて後々またやればいいんで。出てくるのはいいと思うんですよ。当然いろいろなことをやってれば内部からぼろぼろと出てくる可能性もあるわけですから。やはり、それ以前にきちっと分けて審査してほしいというのが私の意見です。

○委員長（丸山 明君） ちょっと1件いいですか。

濟いませぬ、今の点で重要な法的解釈、指定管理の法的解釈ということなんですが、ここで言っといたほうがいいのかと思って、私は調べてきたことがあって、ここに指定管理に関する議員の欠格条項というのを僕はずっとインターネットで調べたんですが、自治体さんの市とか県の条例の中にどのぐらいあるかというのをざっとですけど見たんです。このぐらいあるん

です。ここにつづってるんですけど、欠格条項とか92条の2、それから127条、それから長の兼業の禁止、そういった規定を設けてる条例が北海道から沖縄まで相当あるんですよ。これだけ申し上げておきます。こういうことも実際にされてる例がある。もし何でしたらごらんいただければいいんですけども。ですから、私もあえて法的な解釈っていうものもしっかり皆さんやっていきたいと思います、そういうことでやっていかないと、それこそやっとなることが何をやっとなんだ、砂上の楼閣の話かということになってはいけないんで、ぜひそのあたり、少し頭に入れていただきながらお願いします。済いません。

今のそれで、下山さんの議論の続きを行きましょう。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 委員長が今例をお示し、中身はないんですが、そういう形のものがあるということで、僕の、治徳委員が言われたさっきの金谷さんと北川さんの比較っていうのは理解していただきました。じゃから、治徳委員の言われるのはペーパーだけの話なんです。あるかないか。じゃから、そこじゃないんだ、あるんです。実際がね。実態があるからそれは該当するんじゃないかという話なんです。じゃから、僕がペーパーというのは市長も答える、ペーパー的には問題ないんです。ペーパーになかったら罪にならんのかということなんです。それを審査するのは一番最後ですから、理解できてから審査をしていただきたいというのが僕の考え方で、最初から治徳委員の言われるんじゃないたら、そこは調べんでもええに聞こえるんです。金谷議員のと比較すればね。金谷議員のはかかわつとるか、かかわってないかのスタートだったわけですから。だけど、この北川議員の部分はかかわつとるのは現実なんです。じゃから、しなくってもいい、するという時点が違うんです。じゃから、僕が市長に再三言よんのは、ペーパー的に問題がなかったらいいのかと、それを市長に問うたわけです。市長は問題ないと。ペーパーがなかったらいい。

いっつも僕全協のときに言うんですけど、一旦とったものを返したら泥棒でないか。僕何回も全協で言うと思うんです、簡単な一番例え話で。でも、誰も返事した人いません。本人の前ではよう言わんのです。それが赤磐市議会の一番の問題点なんです。

以上でやめます。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今ちょっと思い出したのでつけ加えさせていただきたいと思うんですが。

今、下山副委員長が出していただいたこの議事録ですね、9月29日の議事録、北川議員御本人の弁明によるものでありますけども、この中の2ページのところですけども、9月議会の中に委員を交代しておりますということが書かれております。それにつきまして、岡崎委員のほうからやめているということがどういうことになるのか解釈をしなければいけないという類の

発言がありましたけれども、私もそうだと思っております、ただ私のほうはこれは資格の喪失に関する話でありまして、ライセンスセンターのかかわった日にち、この時点で、もしこのライセンスセンターと赤磐市と北川議員の3者間が92条の2に抵触するんだということが判明した時点で、それはもう資格がその時点でなかったということですから、議員の職もその時点でなかったんだろうなど。

むしろ私たちは、皆さんもそうだと思うんですが、選挙のときには宣誓書を書いております。自分は資格がありますよということの宣誓書を書いておりますけども、むしろこれは別の公職選挙法の話になってきますけども、要するに資格がないのに紙を書いて選挙を経て当選されたのであれば、公職選挙法上の資格の公文書虚偽の申請というようなものもあるのかなど。そういうものがあれば、そもそも選挙法自体で当選取り消しということにもなってきます、虚偽の申請ですから。

それは別の話なものですから横に置いておきますけども、私はそういったぐあいに、そもそも資格が、これが確定した時点でなかったと断定するのならば、もうなかったんですから、途中でやめていようが何だろうがそれはもうだめなんですということなんだろうと私自身は思っております。

○委員長（丸山 明君） ほかに。

今の下山委員の問題提起に対して御意見があれば。

○委員（佐々木雄司君） ごめんなさい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 今、私の考えではなくて、これは今回のことではなくて金谷議長が資格審査をかけられてるときに、大分私は総務省の自治行政局行政課のほうと意見交換させていただいて、大分レクをいただきました。そのときに今いただいた内容というのはそもそも資格がなかったんですからと、確定された時点で資格がないんでしょうと、資格がなかったということなんだろうから、それは127条の規定に基づいて皆さんで御判断してくださいと、こういう話だったです。これは、私が言ってることではなくて、法律の所管元である総務省のほうがおっしゃられてる言葉というのもつけ加えておきたいと思います。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

よろしいですか。非常に具体的な問題提起でしたので、十分おわかりいただいたと思います。

では、時間もあれなんですけども、もう一件、2つが終わりましたんで、先ほどの弁護士の体制について、ちょっと……。

○委員（原田素代君） 休憩入れませんか。

○委員長（丸山 明君） 入れましょうか。

じゃあ、休憩を10分。

○委員（原田素代君） 休憩の前に一言。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） 要するに、休憩後の確認する事案としては、弁護士と、それから今後の……。

○委員長（丸山 明君） 済いません。レジユメをちょっと表紙につけてたんですが。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） ごらんください。済いません、うっかりしてて。

きょうの委員会のところに審査のたたき台の後、執行部への資料請求それから次回のスケジュールを提案しております。その他を最後に何かあればと、それだけです。

○委員（原田素代君） はい、じゃあ。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、済いません。

20分まで休憩に入ります。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（丸山 明君） では、再開します。

一番に事務局のほうから、弁護士の今の相談体制の件、説明してもらえます。

今事務局を通して……。

○議会事務局主査（青木智彦君） もう、それは委員長が言われたとおりです。

○委員長（丸山 明君） うん。

○副委員長（下山哲司君） それでええんじゃねえ。

○委員長（丸山 明君） まあまあ、それでいいのかな、はい。

それでは、弁護士の相談体制のことを一番に議論したいと思います。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 恐らく予算は3月でないととれないと思いますし、こういう委員会ではちょっと無理じゃないかなと思うんです。ですから、いくんだったらポケットマネーから出してもらっていくしか……。

○委員長（丸山 明君） 政務調査費で。

○副議長（岡崎達義君） そりゃ、1回や2回のこと出します。

○委員長（丸山 明君） 僕も1回や2回は出します。

○委員（原田素代君） 1回、2回ずつでいいの。3月まで持ちます。

○委員（治徳義明君） まだ……。

○委員長（丸山 明君） 始まってます、済いません。

○副議長（岡崎達義君） そういうことで、とりあえず予算要求っていうのは、今すぐについていうわけにもいきませんので、やめといたほうがいいと思います。またもめるもとですから。

○委員長（丸山 明君） 本会議には。

よろしいですか。

はい。

○委員（治徳義明君） 市の顧問弁護士には相談はできるという……。

○委員長（丸山 明君） そりゃ、できる。

○委員（治徳義明君） ことで、よろしいんですね、はい。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○委員（治徳義明君） はい、確認でした。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 確認として、しときます。

ですから、先ほども佐々木委員からあった意見も、うちの顧問弁護士のほうにはお金要らんのですから、委員長は事務局を通して確認だけ、見てもらうというのは、意見をいただくというのはいいと思うんで。問題ないと思うんですけど、文章的にも、確認をしていただいたらと思います。

○委員長（丸山 明君） この佐々木委員の。わかりました。

○副委員長（下山哲司君） 意見をいただくというだけのことじゃけえな。

○委員長（丸山 明君） 要はね。

○副委員長（下山哲司君） 法的には何にもねえんじゃから。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

○副委員長（下山哲司君） それから1ついいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○副委員長（下山哲司君） 口はばったいような言い方になるんかもしれませんが、この地方自治法の議員の関係というのは議員がもともとつくっとなですから、自分らの身分を保障したり守ったりするような部分も含まれるわけ。ですから、それが現在は指摘されとるわけなんですけど、どっこの議会もみずからをするようなのはなかなか出てない、前例が。

先ほども委員長が出したように、問題があったところは、あったことに対しての条例を次々につくっとなです。ですから、うちは問題があったんだから、本来は条例からきちっとしてしとかないけなんだのを私たちができてなかったんで、反省を含めてこれからそういうようにやっていきたいというように思います。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、次に進んでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） 次に、今後の違法性の審査と事実調査の両建てのために、執行部に資料請求についてお出ししとります。きょう印刷物が出とります、資料が出とります。

その前に、ちょっと1つだけ御紹介しときますけど、もう一点赤磐市職員の職務の執行に関する提言等の記録等に関する要綱というのがありまして、これをぜひちょっと思い出していただきたいと思います。いろいろな働きかけが公の立場の方々、公務員の方があった場合に、ちゃんとそれを記録をしておいてくださいよと。そして、後々きちっと答弁できるようにというようなことが、いわゆる職員さんの身分保障に関するような提言としてこういう要綱が定まっておりますので、これに基づいて請求をしていくというふうなことをすれば、微妙な問題でもきちっと法的に出てくるといいますか、資料として出てくるということでございますので、あえて今回つけさせていただきます。

それでは、先ほどのメモに基づいて見ていただけたら、執行部への資料請求について、どの年度、どの期間を請求するかというふうなことが問題になろうかと思えますけども、9点、私のほうでこれは一応まとめさせていただいたんですが、これについて上から目を通していただきながら御意見をいただけたら。追加とか、あるいはこれはこういうふうにしたらいんじゃないかというふうな御意見をいただけたらと思います。

ちょっと目を通してください。

一番上が吉井ライスセンターの年度ごとの事業報告書。これは年度、期間を指定して、条例で提出が義務づけられてるものでございます。それから、24年度からの収入と剰余金、積立金等がわかるもの。それから、運営委員会の経費の支払いがわかるもの。吉井ライスセンターの規約にある、規約の中に別紙というふうに書かれておりまして、管理運営規程によりというふうに書かれております。それから、同じく規約で協定書があるというふうにも書かれております。協定書及び仕様書というふうに書かれておりますので、請求をしようかなと思いました。それから、あとは利用案内、きょう実は利用案内が出てきましたので、これはこのことでございました。それから、吉井ライスセンターの運営委員会規約、これが何度か書き直されておりますが、この最新版の規約は私どもの手に今入ってるんですが、その前とその前というふうな形でどうかなというふうに思って、24年9月13日施行の分と平成18年4月1日施行を入れております。それから、名簿は最新版のは私ども入っておりますけども、それ以前の分を、前期を出したらどうかなと。こんなことでちょっとメモとります。これについて御意見いただけたらと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） さっきも申しましたように、今回2件にわたりますから、とりあえずまずこれをというようにするほうが、一遍にやるというやり方もありますけど、整理はしたほうがいいと私は思っています。

最初のワイナリーのほうを先に進めていただけたらいいかなというのが私の思いです、皆さんで。とにかくどちらにしても、まず一つずつやったほうがいいと思う。

今の資料のことは、これはほぼライスセンターのことだけなんですけど、私はワイナリーのほ

うを先にしたらいいかなと思っていて、ワイナリーの関係でいくと、済いません、私はメモを用意しておりませんが、佐々木さんが大分細かくいろいろ触れていたの、その辺の事実関係が確認できるような資料を請求していただけたらいいなと思うので、ちょっとその辺の仕分けを皆さんで。

○委員長（丸山 明君） そうですね、今のようなことで。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） きついことを言うようなんですけども、基本的には指定管理が請負に当たるかどうか、ここが一番問題なんですよ。指定管理が請負に当たらなかつたら、北川議員がその中でどういう地位を占めていようとそりゃ全く関係ないわけです。だから、その指定管理っていう制度自体が自治体との関係で請負になつてどうかを確認できるようなことをまずしてほしいんです。それから先の話になるんです、これは、書類は。だから、そこをきちっと押さえていただきたいなと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 私も岡崎委員と同意見です。

私の作成しました資料を見ていただきたいんですが、2ページ目、ライスセンター、このところに指定管理と請負関係という項目と受益関係というものを項目をつくっております。その中で指定管理と請負関係というところに3行書いておりますけども、主体性の存在はどこだと言えるのかというところがまず必要になってくると思います。

次に、その主体性というのは間違いなく赤磐市がこのライスセンターを管理者として指定しているわけですから、もとの事業主というのは赤磐市に間違いなくあるわけです。ということになれば、赤磐市の何を管理していただいているのか、ここをまず確認していただく必要があると思います。

○委員長（丸山 明君） 赤磐市の……。

○委員（佐々木雄司君） 何を管理していただいているのか。ですから、何を委託しているのか、委託という言葉ではないんですが、平たく言うとそういう類のものです。何を管理していただいているのかということです。

次に、指定管理で利益は発生するのかというところが請負関係として比べるときには必要になると思います。ですから、ライスセンターの収支の報告、これがもしあるのであればこれをいただく必要があると思います。あと、赤磐市のほうから補助金が幾らなりか出ているという話だったんですが、この補助金の使用調査、どのように補助を受けて、それがどのようにライスセンターの中で消化、使用されたのかというところの明細、これは補助金適正化法で、たしか市役所のほうに求めれば出していただくことにもなっておりますし、既にそれがなければ補助金の支出の決定がないはずでしょうから。あと、監査のほうでその求められた内容がそのま

ま使われてるのかどうなのかというところの審査のほうも市役所のほうがしてるはずですから、この書類に関してはあると思います。なんで、この指定管理と請負関係に関しては、私はこの3つ、特に求めていただきたいなと思っております。

あと、受益関係なんですけど、この受益関係を、北川議員と吉井ライスセンターの関係図のお話なんですけど、まずこのところの受益関係の存在というのも必要になってくるかなと思っておりまして、その場合、もともと指定管理と請負関係というものが無いんだということになれば話の議論が進まないんですけども、もしこれは疑わしいぞということであれば、次に問題になっている受益関係があったのかないのか。というのは、ライスセンターを通じて赤磐市に影響を施した、議員としての立場で赤磐市に何らかの働きかけをして、このライスセンターが有利になるようにしたと。その有利になるようにしたものを通じて自分が利益を受け取ったら、これはアウトの話ですから、そのときに補助金ありとするのならば、報酬があったのかないのか、あったのであれば幾らなのか、その支払いの明細みたいなものがあれば支払いの明細をとっていただきたいです。

そのほかになるんですけど、これは周辺の聞き取りになると思います。聞き取っていただく際には、どこの誰なのかというところは公にしないまでも、記録としてこちらの守秘義務をかけて残しておいていただきたい。そういったようなものをベースとして、この北川議員にライスセンターで働いていただくかわりに選挙の支援があったのかなかったのか、また北川議員の選挙のスタッフとしてライスセンターの人間が来て選挙の応援をしたようなことがあるのかないのか、政治活動も含めてですけども。それも一つの受益関係ですから、労力の禁止、労力も含まれるというふうに逐条解説のほうには書かれておりますので、そういったところまで踏み込んで僕は調べていただきたいなと思っております。

あと、補助金などが受益となり得るのか、行政事務などの補助に市役所がかかわっているということなんですけど、その補助が受益となり得るかというところの確認作業に、我々が判断するために確認する必要があるんですけど、その確認のもととなる、今あくまで話だけですから、職員が何月何日の何時にどんな仕事をしたのか、行政事務の報告書みたいなものがあるのであれば、それを資料として提出いただきたいなと思っております。

私のほうからはそのぐらいですかね。

ごめんなさい、あと、是里ワインのほうにはどういった資料を用意するのかというところまでちょっと私のほう考えておりませんで、今まだできておりません。次回までに何とか整えて出したいと思います。

○委員長（丸山 明君） 今の件についてどうですか。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） ここへ列記していただいとんじゃけど、出していただくのに順番

があると思うんです。これ、全部一度に出してもらっただけで、早く言えば、運営規約。

○委員長（丸山 明君） 運営規約。

○副委員長（下山哲司君） 運営委員会の。

○委員長（丸山 明君） 規約ですね。

○副委員長（下山哲司君） はい。それから、委員の名簿、かかわったか、かかわらんか。

利用案内はありますから、赤磐市の公の施設の協定書、この辺までで1回お願いして、またその後はそれに伴って次ということではどうなんでしょうと私は思うんですが。

○委員（治徳義明君） 済いません、もう一度。

○副委員長（下山哲司君） 下からです。運営委員名簿、この状況でいいと思う。それから、ライスセンター運営規約、18年、24年、それから案内は今ありますけど、一応案内。それから公の施設の協定書、ここまででとめるべきだと思うんですが。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど岡崎委員のほうからも話がありましたように、まずは指定管理というようなものが請負関係となり得るのかどうなのかというところは調べなければなりません。まず、そこがハードルになります。ですので、その関係図をはかれる疎明な資料というのが必要になってくると思いますので、今、下山副委員長がおっしゃられた内容に加えて、主体性の存在と主体たる赤磐市の何をいただいているのか、収支報告書も利益が発生するのかしないのか、ここのところをはかる疎明な資料として、まず赤磐市の指定管理の契約。

○委員長（丸山 明君） 指定管理の契約ね。

○委員（佐々木雄司君） 契約書。このものと、契約の中身になります、赤磐市の何を管理していただいているのか、平たく言うと、委託事項、委託の内容、範囲がわかるもの。

○委員長（丸山 明君） 条例がありますよね。

○副委員長（下山哲司君） いや、協定書でわかる。

○委員長（丸山 明君） 協定書。

○委員（佐々木雄司君） はい、それでもいいと思います。

それとあと、収支報告というようなものがあると思いますので、任意団体とてあると思いますから、またその補助金を受けてる関係上、市役所のほうにも提出しなければいけない内容があると思いますので、そういったようなものを取り寄せていただきたいと思います。

そこのところを照らし合わせながら、実際表題は指定管理になってくるわけですけども、こういったようなものを突き合わせて調べていく中で、これは請負関係と同意同等ではないのか、どうなのかというところが何となく見えてくるのかなと思ったりもしております。

○委員長（丸山 明君） ということは、この表の中でいったら……。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 横で口挟むのもなんですが。

この、今の協定書までをもらって、それで次の段階にしたほうがいいと思うんです。その中に決算報告をしなきゃならないような、12月いっぱいにとというような規定も入ってますんで、それを見てから次をやったほうが、最初からありきでやりようみたいになるんで、同時に出せということになれば。じゃなしに、その今の協定書ももらって、その協定書の中を見ていただいたら、こういうことを向こうがしなきゃならない、運営委員会がしなきゃならないというのが入ってますんで、それに沿って出させたほうがいいと思うんですけど、最初から。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） むしろ、ありきかどうかというところで語るのならば、今のほうがありきのほうな。対になるものがない以上、その資料を何で見るのかということもわかりませんし、何を見るのかというのは、まずその指定管理が請負関係になり得るのかどうかというところの、まずは見なければいけないということになれば、何で見るのか、規約であるとか、いろいろと求める資料というようなものを何のために見るのかという対のものがなければ、ただの事業内容の確認になってしまいますから。

そうではなくて、今回その92条の2に抵触するのかなのかというものは、表題が請負関係となればうんもすんもないんですけども、表題が一応違うものですから、これが92条の2にうたわれてる請負関係と比べたときに同じものなのかどうかというところの調査、審査をするわけですから、そのもとになる、対になるものがなければいけないと思うので、同じでしたらいただいて、そここのところをとりあえず置いて、その中からいろいろ突き合わせていけばいいんじゃないかなと思ったりもするんですけど。

○委員長（丸山 明君） 今のことはどうですか。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） その出してもらうものを一度持って、弁護士さんのところへ相談に行ってみられたらどうですか、委員長、副委員長で。ほんで、こんだけ出してもらおうと思うんですけどどうでしょうかと。佐々木委員が今言われてたように、請負関係があるかどうか確認するのに必要なものが中にあれば、これは出してもらえばいいわけですし、こんなん必要ないですよ、請負関係はありませんということになれば無駄な努力になりますから。そこらあたりは、一度行政関係のほう詳しい弁護士さんと相談してみられたらどうかなと思いますけど。そっから先、まだ時間はありますから、次の開会まで。そこらあたりは慎重に相談されたらどうですか。ここでああだこうだと言ったって、なかなか結論出にくいと思います。

○委員長（丸山 明君） その請負関係ね。

何か、御意見。

○委員（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 今のその段階で弁護士さんに頼るということになったらまた話が違うのかなと思ったりもするので、なるべく一番最初に話があったように私たちの自力というか、努力の部分でやっていくと、最終的にこれでよろしいかという確認といいますか、というところまでは持っていくんだろうなと思ったりしています。

というのが、余りにも司法の考え方というようなものがこちらのところに入り込んでしまったら、議会としての独自性というようなものが保てなくなってまいります。当然ながら我々は法律に従って判断していかなければいけないんですが、あくまで法律はサポートであって、今の段階でサポートを受けるというのは何かまた違うのかなと思ったりも。一応、肌感というか、肌感程度なんで、ちょっと違うのかなとニュアンス的に感じたりするんですが。どちらでもいいんですけど、ただ求めても求めなくても同じくらいのことなのかなと、そんなふうに思ったりします。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

治徳委員、どんなですか、今の焦点の。

○委員（治徳義明君） 別個にというか、ちょっとよくわからない、JAの決算書というんですか、年間の金額と赤磐市がどの程度JAさんと契約をされて……。

○委員長（丸山 明君） 取引があるか。

○委員（治徳義明君） 金額、そういったもんがわかるような資料があれば見せていただければ。

○委員長（丸山 明君） 今の岡崎委員の言われた、法的な解釈といいますか、ある程度の見通しを立ててというようなことについてはどんなですか。

○委員（治徳義明君） そっちのほう。

やっぱり、基本最初に指定管理の問題が請負に当たるんかどうかというのは、弁護士に相談してみるのはいえ方法だとは思いますが。佐々木さんが言われるのはよくわかるんですけど、そのほうがええんじゃないかなとは思っています。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 審査特別委員会ですから。身もふたもないというか、弁護士へ持って行ってどうでしょうかと行って判こをもらうようなことにはなっていないですよ。だから、最終的にはもちろんアドバイスをいただきますけど。ここまで法的に仕分けをされている、佐々木さんがしてくださってるわけで。やはり、下山さんのおっしゃる順序というのが、まだ未定稿で決算があればだからと言うのであれば、それはまた後で追加でもらえばいいことですから、今趣旨からいうと佐々木さんの正論が、対案として求めるものはちゃんと出させると、後からまた補足させるということでもいいと思うので、その辺、私たちが知り得る情報をじゃあんと出して私たちなりの結論を導くっていうのが前提だと思いますけどね。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（治徳義明君） 言わんとしたのあれなんかもしれませんけど、要は司法の判例みたいな形というんがある可能性があるんで、その辺をきっちり確認をとった方が、最後の最後になって全然違いましたみたいな話になるよりも、ちょっと確認したほうがいいんじゃないでしょうか。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと先に。

○委員長（丸山 明君） はい、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 何か治徳さん、勘違いしとる。司法じゃないですよ、地方自治法ですよ。

○委員（治徳義明君） えっ。

○副委員長（下山哲司君） この委員会は地方自治法です。司法関係ないですよ。

関係ねえですよ。裁判所にしてもらおう問題じゃないんですから。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員（治徳義明君） そうなんですけど。

○副委員長（下山哲司君） その勘違いせんように。

○副議長（岡崎達義君） ちょっとよろしい。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 私が弁護士云々言うたのは、いつまでたってもどこまで出すかの云々っていうような話の結論が出ないから、委員長、副委員長でここまで出しますよっていう結論が出るんだったらそりゃそれでいいんですよ。いつまでたってもここがいい、あそこがいい、ここまででいい、ここから先も欲しいって言うんだったら、弁護士に聞いたほうがいいんじゃないですかっていうお話であって。

○委員（佐々木雄司君） そうですよ。

○委員（原田素代君） サポートですね。

○副議長（岡崎達義君） だから別に、結論を2人でここまでとりあえず出そうっていう話が決まるんだったら、別に弁護士なんか頼まんと、余り当てにならんわけだからと思うわけです。

○委員長（丸山 明君） 今のような御意見で。

○副委員長（下山哲司君） それじゃ、ちょっと一言。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） どっちに転んでも弁護士さんには相談しようと思うとりましたんで、個人的には。ですから、個人的じゃなしに委員長と副委員長と2人で助言をいただくような活動をさせてもらおうと思いますので。

○副議長（岡崎達義君） そうしてください。

○副委員長（下山哲司君）　そういうことで、この件は閉めてください。

○委員長（丸山 明君）　はい、保田委員。

○委員（保田 守君）　ここへせっかくライスセンターのが全部そろうとんで、これを先にやってもらうて、ワイナリーのほうはまだかちつとした、これが欲しいというのが僕らもわからん部分があるんで。

○委員長（丸山 明君）　最初の添付はありますけどね、資料はね。

○委員（保田 守君）　このライスセンターを僕は先にしたほうがいいんじゃないかなと思うんだけど、皆さん御意見があると思うんじゃないけど、次の会はまぜずにどっちかを集中して審査したほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（丸山 明君）　今、いろいろな御意見をいただいたんで。

どうぞ。

○副委員長（下山哲司君）　1点、さき言うたのは、12月いっぱい決算書を報告するということになつとんで、12月24日ではことしの下さいと言うてももらえんので、1月にもらうようにすればでき上がつとんで、じゃからとりあえず順序を追うてお願いして、次のスケジュールに入るとおかしいんですけど、すぐほんなら12月に閉めるわけに、1月に閉めるわけでないんで、そういうふうな考え方で僕は先ほど、半分はそういうことと、半分は順序を追うてというので半々ぐらいで申し上げたんですけど。

○委員（原田素代君）　はい。

○委員長（丸山 明君）　はい、原田委員。

○委員（原田素代君）　そうになりましたら、先にライスセンターではないほうで進めていかれたら、いずれ年が明ければ出るわけですから、こちらのワイナリーのほうを先に進めたらどうでしょうかね。どちらかにとにかく絞らないと。

○委員長（丸山 明君）　えっと、そのどちらかっていうのは。

○委員（原田素代君）　ですから、私はワイナリーのほうを……。

○委員長（丸山 明君）　ワイナリー。

○委員（原田素代君）　先に進めたらどうかなと思ってます。

○委員（佐々木雄司君）　はい。

○委員長（丸山 明君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　ワイナリーのほうでこういった資料が必要ではないかということ、次回までに先ほど言いましたけども用意させてもらいますけども、今現在提出書類としてお渡ししている、配付しているものがあります。その分だけでも十分ボリュームありまして、審査にかかっていただけ、議論していただける内容になるかなというふうに思っておりますので。

まず、私の手元にありますのが平成27年度通常総代会という表紙のついた、岡山東農業協同

組合、これは何なのかといいましたら平成26年度事業報告、平成27年度事業計画書であります。この26年、27年度の1枚はぐりましたら、北川議員のお名前が、就任年月日、平成23年6月25日の就任ということで、現在、摘要として総務委員長でありますということが書かれている資料があります。こういったような中から、あと是里ワインの株主関係、株関係の資料が手元にあります。この中にJ A岡山東の名前が入っているのか入っていないのかというところを確認をしていただくことができます。つまり、利害関係の存在の有無です。

○委員（原田素代君） 資料があるということですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。あと、これは提供というか、もう一回焼いて皆さんにお配りします。

あと、是里ワインの決算状況というようなもの、これが赤磐市と団体のものなんですよ。法律関係には地方自治体というふうに書かれてますけども、その地方自治体が運営する株式会社とは書かれていないわけです。だから、そこところが地方自治体が運営する株式会社というようなものが地方自治体と同等なのかどうなのかというところを議論していただくための決算書類というようなものが私の手元にあります。なんで、資料提供を受けるまでもなく、この3者間の関係相関図、これをはかっていただく資料としては十分今手元にあるのかなというふうに思っております。

なんで、これをもう一度委員会のほうに資料提供させていただいて、皆さんに共有していただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 用意ができるということですね。

○委員（佐々木雄司君） はい、そうです。

○委員長（丸山 明君） 皆さん、今の分は多分持たれてると思うけどね。

○委員（佐々木雄司君） もう一度、これを資料として正式に提案といいますか、採用のほうのお願いをしたいということで、はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） そうであれば、それは次回予定されてる日程で、その資料を検討する準備ができているということでいいですね。

○委員長（丸山 明君） そうですね、はい。

○委員（治徳義明君） 済いません、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（治徳義明君） 要は、原田委員さんが言われたようにJ Aのほうからやっていくということなんですか。

○委員（原田素代君） ワイナリー。

○委員（治徳義明君） えっ、ワイナリー。

○委員（原田素代君） こっちはまだ決めてないんです。

○委員長（丸山 明君） まだ、きょう今議論いただいてたところなんで。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ、先ほど途中になったんですけど、JA東農協さんの、決算がいただけるかどうかわかりませんが、と赤磐市が東農協に対しての支払いの金額みたいなもんがわかれば、資料として提出していただきたいんですけども。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

ちょっと整理します。

やはり、何からやっていくのかということで、今おっしゃられたような感じなんで、ライスセンターの部分も手に入るものは今回資料請求しようというふうに思ってますが、副委員長が言われたように、全部一括でいくんじゃなくって、順序立てていくほうがいいかなというふうに考えておりますので。

○副議長（岡崎達義君）そこはお任せします。

○委員長（丸山 明君） そのあたり、ほいじゃ、任せてください。

○委員（原田素代君） じゃあ、どちらから……。

○委員長（丸山 明君） それで、非常に私は大事なのが、指定管理をどういうふうに考えるのかということについてもぜひ次回やりたいと思うんです、入り口の議論を。それと資料とを平行する形で、次回ちょっと……。

○委員（原田素代君） てことは、だからライスセンターを先にやるという御意見ですか。

そこを決めないと、さっきから順序が、皆さん。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 資料、私がさっき途中まで言うたのは、次にほんならこれを重点的にやるというんじゃないかに、資料をいただいとけば次のまた委員会までにその認識が皆同じように共有できるんじゃないかなと。僕はそういう最初から目的が、皆さんが同じ立場で最終に望めるようにというのが書類を集めたりするあれを基本的に考えてお話ししたつもりなんです。

じゃから、そういうふうな受け取り方で、重点的にやるとかやらんじゃないかに、最後の、二回じゃと思うんですよ、重点的になるのは。じゃから、そうじゃないかに、日にちも限られますんで、次にスケジュールをやるんですが、そのときにお話ししようと思うんですが、いつまでやるかというぐらいのをある程度決めとかなと、そうせんとやるペースも変わってきますが。もう3回でやめるんじゃないかなれば、どつと重点的にやらにゃいけんし、スケジュールの辺でその辺を話しさせていただければと思うんですけど。重点的に。

今は資料をもらって、認識を持っていただく段階じゃとまだ思うとんです。

○委員（原田素代君） はい。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私の言ってることとちょっと違ってたんだと思うんですけど。いわゆるとりあえず両方の資料は先にそろえましょうねっていうことですね。

ただ、審議は一遍におやりになるんですかということをお聞きしてるわけ。だから、それぞれ違いますから、案件としては、だからそのどちらから始めますかということをお聞きしてるだけで、そのボリュームは決められたボリュームでいいんですけど、次回はじゃあどっちの順番でやりますかっていうことをお聞きしてるだけです。だから、今の下山さんだったら、とりあえず次回までは両方の資料を出しましょうと。で、その段階で決めましょうということですね。

○副委員長（下山哲司君） そういうことです。

○委員（原田素代君） そういうように説明していただけるとわかるんです。

だから、その整理を、お任せしますが、ちょっと見通しが私たちも、まずこれをやるのか、これをやるのかっていうことを伝えていただきたいということです。

○副議長（岡崎達義君） 任せとったらいいんじゃないですか。お任せします。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、お任せになられたら、副委員長と2人で相談してということ。

○委員長（丸山 明君） ええ、下山副委員長と一緒に考えながら次回のことは考えますが、私の気持ちとしては、ぜひ岡崎委員からの提起のあった、指定管理をどう考えるかということは非常に重要なポイントになってきますんで、次回の1回で結論が出るかどうかはわからないんですけど……。

○委員（佐々木雄司君） そりゃ、出ないでしょ。

○委員長（丸山 明君） ですから、ある程度の見通しを立ててやろうよという話なんで、だからそれはぜひ次回……。

○副議長（岡崎達義君） 全部お任せします。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） ええ。

○副委員長（下山哲司君） そいじゃ、プラスということなんですけど、全国的にこの指定管理というのは結構トラブルがあるみたいなんで、トラブルがあったところの自治体から条例をつくったり、規定をつくったりしてやとられるんで、その例題も次に資料としてつくりますので、そういうのを含めて指定管理に当たるか、これに該当するかというふうに皆さんと御協議をしていったらと思うんで。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下山哲司君） はい、そういうことでほんなら。

○委員長（丸山 明君） では、資料請求の件はそういうことで。

じゃあ次に、次回のスケジュールなんですが、これいろいろ立て込んでまして、余り年末になってもと思ったんですが、一応24日が空いとるということで、ここで午前10時から予定をしたいというふうに思います。

○委員（佐々木雄司君） 24、25はやめていただきたいですね。気持ち的にもちょっとやめていただきたいですね。そういう日じゃないと思います。

○副委員長（下山哲司君） クリスマスじゃろ。

○委員長（丸山 明君） 午前中でもだめかな。

○委員（佐々木雄司君） もう平和に暮らす日なんで、もう頭を真っ白にして。

○副委員長（下山哲司君） これ以前はないんかな。

○委員長（丸山 明君） ない。

○副委員長（下山哲司君） 1日もない。

○委員長（丸山 明君） ない。

○副議長（岡崎達義君） もう1月でいいが。

○委員（原田素代君） 議員なんだから、それはもう公務を優先していただくしかないですよ。

○副委員長（下山哲司君） 午前中……。

○委員（佐々木雄司君） 私情、思想、あとあれを抜いて、じゃ、いいです。

何時から、10時からですか。

○委員長（丸山 明君） 10時から。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 佐々木委員の言われることもごもっともだと思うんですが、それで、そんなにほんなら、がくがくとやるというんじゃないしに、できた資料をお渡しすると、お正月のじょうにゆっくり見ていただくぐらいの委員会で……。

○委員（原田素代君） そんなことなら集まる必要はないでしょう。

○副委員長（下山哲司君） 24日は。今、委員長にお聞きしたら24日しかないというんで、1月にするよりは、できた資料を年内にお渡ししとくというほうが。

○委員（原田素代君） 渡すだけなら要らないんじゃないですか。

○副委員長（下山哲司君） ですから、午前中2時間はやれますので、その中でどんなでしょう、提案ですから。

○副議長（岡崎達義君） お任せします。

○委員（原田素代君） もう、そしたら。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 全体のボリュームを今議論したいという御提案だったんで、ちょっとそこをまず。例えば百条のほうは6月っていうのが一つのめどを出してますけど、これは例えば何月にするのかとか、その辺のボリュームを確認した上で24日は議論をお願いします。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

じゃ、スケジュールはそういうことで。

○副委員長（下山哲司君） いや、スケジュールに入ってもろうたら、正式に意見を。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、スケジュールについて。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） この今回のスケジュールということで、12月24日ということで佐々木委員からさっき御意見があったんですが、気持ち的にはよくわかるんですけど、日にちが委員長がもうこの日しか年内にはとれないということで、協力をしていただくということでお願いしたいと思います。

それで、佐々木委員が言われる全体のスケジュールとしては、副委員長と委員長と相談する中で、そう簡単に、はいで終われるような内容じゃないと思うんです。やっぱし、それは何かというと、先ほども僕が言うたように、市民の皆さんがこれは問題だと、地元の方からもこんなことじゃ困るんじゃないかということはお聞きしとりますので、そういう中で簡単にやめたというわけにはいきませんので、予定的には9月までは法的には問題ないんで、9月で報告して終わるぐらいの形でやったらいいんじゃないかというふうに思いますが、皆さんの御意見をいただければ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） これは議員の資格に関係することで、選挙云々は関係ないと思います。

我々はこの委員会として重責を、国の分権を受けて92条の2を審査しなさいということで、109条に基づいて127条の権能を預かってする以上、次の選挙だとか、有権者に関係ない、納税者に関係ない、国家国民、市民に関係ないというようなところの部分で判断するというのは私はおかしいと思います。ですので、徹底的に議論して、これは議員の資格に関係することですから、徹底的に、本当にどうなんだというところまでやらなければいけないと思います。

そういう中で、議論の一つとしてやめたんだからいいじゃないのかというような雰囲気時々ちらっと漂うようなことがありますけれども、私はそういうわけにいかないと思ってますので、やめようがやめまいが、その任期期間中に一度でもそういった職についた、その時点で資格は喪失してるわけですから、事実があればその時点で失職だと私は思っています。

徹底的に、そういうことでありますから、議員の民主主義にかかわることでもありますし、

法律関係もありますから、期間なんか見通してやるのではなくて、徹底的にやろうという気概
というか、意識が必要だと思っております。

○委員長（丸山 明君） 次回、スケジュールについてもお話ししたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） 今の件、よろしいですね。

そしたら、最後、その他何かございましたら、次回24日ということでお忘れになれない日に
ちでございますんで、よろしくお願ひします。

何かございますか。きょうはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時4分 閉会